

令和7年6月30日

土木部施設保全課

江東区立豎川河川敷公園の指定管理者の  
選定手続きについて

江東区立豎川河川敷公園について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区立都市公園条例」に基づき、平成28年4月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和7年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・所在地

| 名称          | 所在地                      |
|-------------|--------------------------|
| 江東区立豎川河川敷公園 | 江東区亀戸一丁目1番先<br>亀戸九丁目12番先 |



施設案内図

## 2 現在の指定管理者・指定期間

| 現在の指定管理者         | 現在の指定の期間                  |
|------------------|---------------------------|
| オーエンス・フクシ・天龍グループ | 令和3年4月1日から<br>令和8年3月31日まで |

## 3 選定方法

公募による。選定手続については、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき実施する。

## 4 指定管理者の業務内容

### (1) 公園の維持管理

公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、適正な維持管理を行う。

### (2) 個別施設の管理及び運営

フットサル場やカヌー・カヤック場等の管理及び運営を行う。

### (3) 行為許可の代行

都市公園において制限される行為（工作物を設けない催し、商業目的の撮影等）について、指定管理者により使用の許可を行う。

### (4) 利用料金の設定及び徴収

有料施設（フットサル場、カヌー・カヤック場及びフットサル場利用者専用駐車場）や行為許可に係る利用料金は、条例で定める額の範囲内において指定管理者が定め、指定管理者が徴収する。

### (5) 自主事業

指定管理者は、自らの企画及び負担により自主事業を実施することができる。自主事業により得た売上金は指定管理者の収入となる。

## 5 今後の日程（予定）

| 日付           | 内容                                           |
|--------------|----------------------------------------------|
| 令和 7 年 6 月 末 | 申請書の受付                                       |
| 令和 7 年 7、8 月 | 第 1、2 次審査                                    |
| 令和 7 年 8 月   | 江東区公の施設に係る指定<br>管理者選定評価委員会で指<br>定管理者（候補者）の決定 |
| 令和 7 年 10 月  | 第三回区議会定例会におい<br>て指定議決の議決                     |
| 令和 8 年 3 月   | 基本協定の締結                                      |
| 令和 8 年 4 月   | 指定管理者による運営開始                                 |